

平成28年度第8回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年12月12日(月)午前10時00分

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開 会 平成28年11月10日午前10時00分

4. 出席委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	1番 池本 重徳	3番 坂上 康男
4番 宮野 秀一	5番 上野 峰廣	6番 濱村 隆喜
7番 城戸 政治	8番 池上 俊一	9番 長谷川 泉
10番 濱口 剛	12番 徳山 正博	13番 馬場 廣幸
14番 増岡美知子	15番 濱崎 伸二	16番 松野 智子

5. 欠席委員は次のとおりである。

11番 土山 秋吉

6. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 中島 良治

農業委員会事務局 書記 木原 弘智

7. 提 出 議 題

報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

報告第13号 許可不要転用届について

議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第29号 農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第31号 農用地利用集積計画(案)の決定について

その他

事務局  
濱北会長

起立。礼。着席。

一言御挨拶を申し上げます。今日は、11番の土山委員が私用で欠席です。あとは全部そろいましたけれども、ちょっと早いですが始めたいと思います。

月日がたつのはほんとうに早いもので、あと20日足らずで新年を迎えます。皆さんは今年1年を振り返ってどうだったでしょうか。毎年毎年、正月になりますと、今年こそはいい年が来ますようにとお宮さんに手を合わせてお参りするわけですが、ほとんど大したことはないというふうに私は思っております。しかし、考えてみますと、平凡な幸せでもいい年だった一つではなかるうかなと思うようになった年代に、私は来ました。これがやっぱり幸せだなあと思う年代に来ております。また新年も同じことをお祈りすると思いますが、来年こそはいい年が来てほしいなと思います。忘年会も真っ最中ではございますが、体調管理には十分気をつけて頑張っていたきたいと思います。

今年最後の委員会です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、座って進行をいたします。

本日の提出議案は、報告第11号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、報告第13号「許可不要転用届について」、議案第28号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第29号「農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について」、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第31号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

本日の議事録署名人は、1番の池本委員、4番の宮野委員です。よろしくお願い致します。

それでは、早速議事に入ります。

報告第11号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、報告第11号について御説明をいたします。農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動届出があったので、次のとおり報告をいたします。

受付番号の6番、届出人でございますけれども、熊本県内の熊本市の方。届出物件の表示でございますが、所在が腹赤の深田浦、地番が1108番地、台帳、現況ともに田、地積のほうが244㎡です。もう1筆が腹赤五反田536番の2、台帳、現況ともに畑、地積が26㎡でございます。権利取得日が平成28年8月28日、取得した事由でございますけれども、所有権移転(相続)となっております。備考に、こちらのあっせん希望ありというところで、農振地域となっております。

続きまして、受付番号の7番、塩屋区の方でございます。所在が、8筆ございますが、清源寺平原1882番、台帳、現況ともに田、1,476㎡、宮野の西屋敷726番の1、台帳、現況ともに田、2,029㎡、永塩の塘西10番の2、台帳、現況ともに田、1,840㎡、同じく塘西26番の1、同じく台帳、現況ともに田、1,874㎡、同じく26番の2、同じく台帳、現況ともに田です。130㎡。同じく26番の

3、台帳、現況ともに田、13㎡、次から永塩の井樋口120番の1、台帳、現況ともに田、1,025㎡、同じく井樋口180番の1、台帳、現況ともに田、1,832㎡です。権利取得日が平成28年10月28日、所有権移転で相続となっております。こちらのほうはあっせん希望なしで、全部作付をされております。

最後に、受付番号8番、九州管内と書いてはございますが、長崎県の方でございます。所在が永塩中前田327番の2、台帳、現況ともに田、990㎡、永塩下月道857番の10、台帳、現況ともに畑、116㎡、同じく下月道865番の3、台帳、現況ともに畑、2,739㎡、次、永塩の赤月883番の1、台帳、現況ともに田、719㎡、永塩の井手ノ元1286番、台帳、現況ともに田、永塩の東原1438番、台帳、現況ともに畑、287㎡となっております。6筆で、権利取得日が平成25年3月20日、所有権移転でこちらも相続となっております。こちらのほうはあっせん希望ありで、2筆作付をされております。

合計いたしまして、田が12筆で1万3,628、畑のほうで4筆で3,168、合計の16筆で1万6,796㎡となっております。

以上で、簡単ですけれども説明を終わります。

濱北会長

ただいま報告第11号について説明が終わりました。この件について何か質問等はないでしょうか。はい、どうぞ。

池本委員

相続です。早いのは、25年の3月、真ん中のは10月28日じゃから即これに出ていると思いますけれども、これは農業委員会に届けがあったんですか。それとも税務課からか何か、こっちに連絡のあったほうですか。どがんですか。

事務局

基本的には届出があった分です。法務局から相続登記をした分は、税務課のほうに月に1回ぐらい法務局からそういうデータが来るそうです。それを農家台帳には取り込んでいます。なので、全部の相続が農業委員会に、届出というこういう書面で来ることは、今のところまずないです。ただ、農家台帳上とかでは取り込んではいますので、相続があれば所有権の変更はなされてます。

池本委員

いやいや、なっとるけれども、相続だけん、農業委員会にしゃんむりかけんちゃよかわけですよね。だから、結局、25年の3月20日んとが今出てきてるちゅうことは、どういったケースで農業委員会にデータが入ったのかちゅうことですよ。

事務局

多分、この届出は、司法書士さんとかから私たちのほうにも連絡はあるんですけども、そういう相続を司法書士さんとかにお頼みしたときに、先生とかが、「今、こういう制度があるので農業委員会に出されてください」という形であわせて出してくれている、そこまでお知らせをしてくれている先生方もおられるので、ちょっと時期がずれているのが、後から気づかれたので出されたのかもしれませんが、そこはわかりませんが、相続登記日でここは取得日という形で書かせてもらってますので、ちょっと過去のもあります。

池本委員

あっせん希望ありなしがあるけんですね、本人の届出がなければこがんとは書かんけんですね、あったんだろうと思うけど、あまりにも時期が違うというのがある。

それと、もう1点は、6番と8番は、相続された方が地区外の人ですよ。

事務局  
 池本委員  
 事務局  
 事務局  
 池本委員  
 事務局  
 池本委員  
 事務局  
 池本委員  
 事務局  
 事務局  
 池本委員  
 事務局  
 池本委員

それであって、この土地の管理状況はどうなっているか把握できてますかね。  
 6番のほうは、両方とも耕作をされてないです。  
 それは俺が知っとる。  
 それは御存じですよ。なしです。で、8番については、2筆、二つ広いところがあると思います。  
 そうです。990と1,456。  
 どれとどれがどがんで？  
 一番上、990、中前田。ここは利用権を結んであります。と、下から二つ目、井手ノ元、こちらも耕作中です。ほかは、そのままちょっと荒れたような感じのところもあります。  
 じゃ、これはあとは放棄か不作付かだな。  
 はい。  
 それで、こういったものに対する対応は何か考えられていますか。  
 こちらのほうから、向こうとのあれがあれば、また一緒に地元の農業委員さんたちとお話ししながら結びつけていくのか、多分、こういうのに上がってくるところほど荒れているところが結構多いので、今後、非農地に向けた部分なのか。  
 あっせん希望ありになっとる部分については、農業委員会で何か対応をとっとですか。  
 あとは、その土地を現況確認するしかないいな。  
 ほんとうの農業委員会のあっせんで、多分、今までの中でも聞かれたとは思うとですよ。例えばあっせんして売買すると、土地代、所得控除になる部分とかもいろいろあるんですよ。だから、そこを度外視して、まず、今からの制度説明とかになってくるんですが、新体制の農業委員会に移行した場合は、結構こういういろいろな結びつけとかということも新たな農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんの仕事の中に位置づけられてます。で、農業委員会が基本的にとか、さっきの所得控除とかになるのが、農振農用地、俗に言う青地のみになってくるんですよ。青地ということは、圃場整備された場所とかなので、基本的には荒れてはないです。農振白地とかは、そういう所得控除とか税制面優遇とかが基本的にありません。なので、例えば遠いのでそれを地元の方々同士が、あの方の娘さんとか、あの方の子供さんとかになって、そこを地元の方の大農家じゃなくても普通にされている農家さんとかでも貸してよからうかという形で何か結びつけができれば、少しは荒れたところもなくなっていくのではないかなとは思います。  
 こういった地区外のそういった不作付地については、やっぱり調査をした後のフォローをしっかりとやってもらわんと、この腹赤の深田浦と五反田、深田浦は誰がつくってくれるわけですね。ほすと、この五反田の26㎡ちゅうとは、これは私げん畑の隣ばってんが、山です。ほるけん、迷惑しとるわけですよ。そういったことで、やっぱり調査した後の結果をフォローして、そやけんが、しつこくやると、もう土地は要らんと、町に寄附になるかもしれんわけですよ、

こがんところは、26㎡どがんですか。私げん隣ばってん、買おうごてなかもん、山は。ここは二枚ですね、私げん隣、真ん中、両方とめあるわけですよ。ゆうなかとこじゃけん、買おうごちやなかもんな。

事務局

なので、今までの議案上は、あっせん希望ありと書いてあっても、農振農用地のところしかありとはつけてなかったんですよ。それは、先ほど私がお話しした農業委員会の所得控除とかいろいろなところの業務的な話で済みませんけれども、ただ、そこだけをどうのこうのという所有者の方はおられないので、一応、先ほど池本委員が言われたとおり、もちろん長洲町、特にこういう熊本、長崎からわざわざ耕作とかに来る方なんかいませんので、そういう希望がある、誰か買ってくれ、土地は要らんと言われたらそれまでなんですけれども、ただ、そういう形で農業委員の皆様には、一応、こういう地区外の方で誰か少しでも管理してくれる方をという意味も込めて、全てにありと書かれている以上はありという形で載せておりますので、地元の地区のことであれば、頭にちょっとでも置いておいていただければと思います

濱北会長

ほかにないですか。

ありません の声有

濱北会長

ないようですので、原案どおり承認し、決定をいたします。

次に進みます。2ページです。報告第12号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

報告第12号の説明をいたします。農地法第18条第6項の規定による合意解約届けについて、次のとおり報告をいたします。

受付番号の46番でございます。賃貸人が向野区の方、賃借人が同じく向野区の方です。所在につきましては、宮野の高畑、地番については1656番1のAと書いてあります。こちらは段差があるのかな。

事務局

実際は5,000㎡ぐらいの土地です。ただ、少し勾配があるところなので、農家台帳上とかで、分けてあるんですよ。わかりますかね。ほんとうはつながってるのが普通だと思います。実際行くと段差があって、AとBと。なので、わかりやすいように分けてあるというだけです。

事務局

台帳上ですね。申しわけありません。と、地目が、台帳、現況ともに田でございます。地積ですけれども2,060㎡、申請理由といたしましては合意解約、所有者が自作のためということで、合意解約の成立日が平成28年10月10日となっております。

続きまして、受付番号47番、賃貸人が平原区の方、賃借人が向野区の方でございます。清源寺の外浜477番、地目でございますが、台帳、現況ともに田、1,096㎡、合意解約、契約内容の変更のためとなっております。合意解約の成立日でございますけれども、平成28年11月16日となっております。

受付番号48番、賃貸人が法人でございます。賃借人が上沖洲の方でございます。清源寺の東牟田2925番地の1、地目の台帳、現況ともに田、地積が4,379㎡、合意解約で、耕作者変更のためとなっております。合意解約の成立日、平成28年11月16日となっております。

受付番号49番、賃貸人が熊本県内、これは熊本市の方でございます。賃借人が平原区の方。所在地が清源寺の外浜475番と川西652番の1でございます。台帳、現況ともに田、地積が、上から496、448となっております。こちらのほう、合意解約で、所有権移転のためとなっております。合意解約の成立日でございますが、平成28年11月25日。

合計いたしまして4件で、田が5筆、8,479㎡となっております。

以上で終わります。

濱北会長

ありがとうございました。

ただいま報告第12号について説明が終わりました。この件について何か質疑等はないでしょうか。

ありません の声有

濱北会長

なければ原案どおり承認し、決定をいたします。

次に進みます。報告第13号「許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局

報告の第13号について御説明をいたします。

許可不要転用届がありましたので、次のとおり提出をいたします。

こちらの受付番号は1番、申請人の住所でございますが、こちらは長洲町長となっております。許可不要の物件の表示というところで、三つの道路用地が書いてあります。まず初めに、高浜字岩原で7筆ですね。地番のが896番の2、878番の3、878番の4、889番の3、889番の4、886番の2、887番の2となっております。地目は、台帳、現況、全部田となっております。地積が、上から175㎡、41㎡、88㎡、20㎡、16㎡、12㎡、15㎡です。こちらの申請理由といたしましては、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第5項の規定に基づき農地転用をするためとなっております。施設面積につきましては、先ほど申し上げた面積と同じとなっております。備考に書いてございます。こちらは、岩原・よけの上線の道路用地として建設課で取得をされている分でございます。

続きまして、その下でございますが、同じく岩原でございますが、2筆ございます。896番の2、897番の2でございます。こちらも地目、台帳、現況ともに田でございます。地積が、上から57㎡と15㎡でございます。施設面積も同じでございます。こちらは、よけの上線の道路用地ということで、2筆購入されております。

最後に、永塩字中前田303番の6、永塩字西葛輪347番の4と2筆ございます。こちらの地目ですが、台帳、現況ともに田、地積が44㎡と22㎡です。施設面積も同じでございます。こちらは高浜・赤田線の道路用地として2筆購入されております。

合計いたしまして、田のほうは11筆で505㎡というふうに届出のほうが出ております。

以上で説明のほうを終わります。

濱北会長

ただいま説明が終わりました。この件について何か質問等はないですか。

池本委員	申請理由、農地法第5条第1項7号とかいろいろありますけれども、5条まではわかるんですが、第1項第7号とか、農地法取得施行規則第53条第5項ちゅうとはどがん規則になっとつとですか。
事務局	町が公共用地として取得する場合の法令をこれで定めてございます。これは道路用地ですので、公共用道路としての取得となりますので、この申請理由がちょっとかた苦しいですけれども、わかりやすく言えば、道路用地の公共用地として町が取得する場合は、農地転用をかけなくて、許可届出はいいですよという項目が書いてある部分の要綱でございます。
池本委員	はい、わかりました。
濱北会長	要するに、これが町道になっとつとですよ。
事務局	そうです、町道になります。場所のほうは、あそこの駅前ですね。16ページを見ていただいていいですか。16ページ。矢印で申請地と書いてあります。東西に延びているのが岩原・よけの上線です。わかりますかね。ちょうど矢印の。済みません、16ページを縦のまま見てもらっていいですか。この矢印の東西に延びているのが岩原・よけの上線、縦の農村公園とかにあるのがよけの上線になります。ちょっとわかりにくいですが、もう1個のさっきの赤田のあれは、建浜の交差点、二ノ宮さんの方のもう1個下から、葛輪の学習センターと川沿いの道です。あの一部を取得したということです。
濱北会長	ほかにないですか。
徳山委員	済みません、12番です。町道拡張の理由というのは、その目的は、農機具が大型化したとか、何かそういう理由があるんですか。
事務局	この部分は、この前ここに5条で申請がありましたけれども、住宅用地ができるということで、ここに下水が入っております。水道も入れましたので、町道としてここを拡幅して、町の計画でございますけれども。
徳山委員	住宅のためにということですね。
事務局	はい、ということになります。申しわけありませんがそういう形になります。
濱北会長	ほかにないですか。
濱北会長	ありません の声有
濱北会長	なければ、原案どおり承認してよろしゅうございますか。
濱北会長	異議ありません の声有
濱北会長	ありがとうございました。
事務局	次に進みます。4ページです。議案第28号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。 議案第28号について御説明をいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。 受付番号でございます。6番。こちらは競売物件でございますので、譲渡人はございません。譲受人が清源寺区の方、所在が2筆ございます。崩崎1451番の1と1452番の1です。こちらは、台帳、現況ともに畑、地積が127㎡と754㎡でございます。経営規模拡大ということで申請が出されております。経営面積が5,966㎡となっております。こちらは、全部効率利用要件につきましては、

現在、申請者は経営面積5,085㎡を経営されており、家族4人で農業に従事されています。当該農地は野菜を栽培するということで、農地は全て耕作するというごさいます。農作業の常時従事要件でございすが、譲受人は50年以上農作業の経験がございまして、また、取得後も従事するというごさで問題はないと判断をしております。農機具の所有状況でございすが、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、こちらは借り入れをして経営をされており、農作業については支障はないと思われま。通作距離でございすが、自宅より10分程度、問題はないかと思われま。取得後の面積でございすが、下限面積の5,000㎡を超える5,966㎡となるので、面積状況は適合をしております。地域との調和要件、地域との役割分担の状況というところでは、農業の維持発展に関する話し合いや活動に参加し、農道や水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、鳥獣被害対策への活動等については協力していかれるため、問題はないかと思われま。周囲の営農条件、周辺の地域の関係でございすが、周辺の防除基準に従い耕作し、水路等の維持管理等についても地域に協力していかれるというため、問題はないかと判断をしております。

以上で説明のほうを終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ここで地区担当の13番、馬場委員に補足説明をお願いしま。

馬場委員

13番の馬場です。

位置図ばちょっと見てもらいたいと。位置図は6ページです。現地を見てきたんですけれども、入り口が外部の人たちにはちょっとわからんところ。長洲玉名線が上のほうに斜めに通っておりますね。ここにちょっと曲がりますもんで、そこまでは道路があると。その先が、もう道路がありませんでした。ちょっとあぜ道というかですね。ほとんど誰も手つけずという農地でありましたが、一応、木は植わっておりませんでした。だけんが、トラクターでは作物はできるかと思いがすが取得されたもんで、あとは管理をしてもらいたいと思いがすよろしく審議をお願いしま。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま補足説明がございましてけれども、この件につきまして何か質疑質問等はございせんか。

池本委員

これは、申請人の屋敷とつながるとっただろうな。

事務局

いえ、それが、5メートル、10メートル近い上なんです。

馬場委員

土手なんです。

事務局

つながるとる感じではなかったです。そのまま土手を上っていける感じではなかったです。

池本委員

そやけん、土手あるばってん、平面にするなら。

事務局

平面にするならつながるとる感じ。

異議ありません の声有

濱北会長

ありがとうございました。今後の課題として、今後、この管理をよくしてもらうようをお願いをしていただきたいと思います。



事務局  
濱北会長

はい。  
なければ賛成の挙手を求めます。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございました。原案どおり決定をいたします。

次に、受付番号7番の説明をしてください。

事務局

受付番号の7番でございます。こちら競売物件でございます。

渡人はございません。譲受人が平原区の方でございます。所在地、6筆ございます。清源寺の大女2231番、同じく清源寺の外浜475番、同じく川西652番の1、同じく652番の2、同じく652番の3、同じく652番の4でございます。こちら、台帳、現況ともに全部田となっております。地積が、上から129㎡、496㎡、こちらは先ほどの合意解約分でございます。次に、448㎡、47㎡、29㎡、2.84㎡となっております。こちらの申請理由といたしましては、経営規模拡大となっております。経営面積でございますが、6089.84㎡となっております。こちらの要件でございます。全部効率利用要件につきましては、現在、申請者は、経営面積4,938㎡を経営しており、家族3人で農業に従事しております。当該農地は、水稻、大豆、野菜を栽培するという事で、全て農地は耕作するという事でございました。農作業の常時従事要件でございますが、現在、譲受人は5年以上の農作業の経験がございます。また、取得後も従事するという事で問題はないかと思われま。農機具の所有状況でございますが、トラクター1台、軽トラック1台を所有し、田植え機1台は借用するという事でございました。収穫等は委託をされており、農作業には支障はないと思われま。通作距離でございますが、自宅より徒歩で15分圏内でございます。問題はないかと思われま。取得後の面積でございますが、先ほど申し上げましたとおり6,089.84㎡となりますので、面積状況は適合していると思っております。あと、地域との調和要件、地域との役割分担の状況でございますが、地域の定期に行われる水路清掃や除草作業に参加し、周辺農業と協力して用水路等の管理に努めるということで、問題はないかと思われま。周囲の営農条件、周辺の地域との関係でございますが、申請地はこれまでも作付を受人のほうが行っており、今後もこのように水稻、野菜を作付するという事でございました。周辺農地への農業上の影響を及ぼすことはないと思われま。また、農薬の使用については地域の防除基準に従うということであり、問題はないかと思われま。

以上で説明のほうを終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ここで、担当委員で5番の上野委員に補足説明をお願いします。

上野委員

5番の上野です。

順番どおりいきますと、2231は8ページになっております。清源寺の中の浜田酒屋さんから北のほうに上りまして、正福寺さんのところの四つ角を300メートルほど下りました左側にありまして、そのちょっと先に水利組合のためまですができておるところの少し手前であります。今言われたとおり、新しい担い手ができれば、いい物件だと思います。周りに支障は全然ありませんので、ど

うぞよろしく願いいたします。

続きまして、475番地、13ページですね。これは、平原区の中の大牟田バルブがありますところから橋のほうに行きまして、その橋に向かって左側の根っこになっております。ここを新しくやるちゅうことで、大変よかったなと思っております。

次の四つは11ページになります。やすらぎ斎場のほうから入りまして、その先の内村酸素のほうに入りまして、10ページのほうから斜めに来まして、申請人の自宅の前がこのように分かれておりまして、これをまた新たにやるちゅうことで言っております。数は多いんですけども、非常にやる気でやられますので、かえっていいほうに進んでいくと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま受付番号7番の説明があり、補足説明も終わりました。この件につきまして質疑質問等はないですか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、賛成の挙手を求めます。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成で、7番について原案どおり決定をいたします。

次に進みます。14ページです。

議案第29号「農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案の第29号について御説明をいたします。農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について、次のとおり提出をいたします。

受付番号の2番でございます。申請人の住所でございますが、こちらは大牟田市の法人でございます。申請物件の表示でございますが、高浜字岩原、地番が4筆ございますが、896番の1、897番の1、898番、900番の一部でございます。地目、台帳、現況ともに田、地積が2,114㎡、1,215㎡、1,166㎡、491㎡です。

こちらの申請理由でございますが、申請前は17戸の建て売り住宅を建てるということでございましたけれども、1区画減りまして16戸となっております。理由といたしましては、広い住宅のニーズがあったということで、必要になったためということになっております。

以上で御説明を終わります。

濱北会長

この件につきまして、今日、土山委員が説明をするはずだったんですけども、私が説明をしたいと思えます。

これは、以前、許可がおりておりまして、今、申請の理由、変更の説明がありましたとおりです。説明だけにさせていただきたいと思えます。

全員賛成でよろしゅうございますか。

異議ありません の声有

濱北会長

ありがとうございました。

次に進みます。18ページです。

議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より受付番号25番の説明をしてください。

事務局

議案第30号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。受付番号の25番でございます。

こちらは、賃借人のほうが大牟田市の法人でございます。賃貸人が清源寺区の方でございます。所在が清源寺字塘添、地番が3274番の1、地目が台帳、現況ともに田となっております。地積が200㎡、申請理由といたしましては、ガスの圧力調整設備となっております。施設面積が2.21㎡となっております。

こちらの農地区分といたしましては、都市計画法に定められている用途地域内でございまして、第3種農地として判断をしております。

資力及び信用力でございます。金融機関から通帳の写しが添付されており、事業費を超えているため、適当と判断をしております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性といたしましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、許可後に着工される計画となっております。遅滞なく事業に供することが見込まれるものと思っております。

計画面積の妥当性でございますが、申請地にガスの圧力調整施設として、建設予定をされているみたいです。周辺はフェンスで囲み、そのほかの場所は駐車場として使用するというので、妥当な面積と思われております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。周辺農地に係る営農条件への支障の有無でございますが、周囲は道路と北側の水路で挟まれており、住宅と農地がございまして影響はないと思われます。

その他、特記事項でございますけれども、雨水は、申請地をアスファルトで舗装されますので集水ますにより水路のほうへ、砂利舗装を部分的にされますが、そちらのほうは地下浸透にされます。生活雑排水はございません。アスファルト舗装及び砂利舗装でございますので、土砂の流出防止はされるということでございました。あと、ガスの設置を同時期にされるということでお聞きをしております。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。

ここで、地区担当委員で5番の上野委員に補足説明をお願いします。

上野委員

5番の上野です。

まず、場所のほうですけれども、20ページの国道501から平原のほうに入りまして、学習センターがあります。その手前が三角地帯になっております。ここにガスの建物、物置のちょっとちっちゃいのを建てるためにその下をアスファルトにして、ためますで、それから水路に落とすということで、今まで荒れ放題じゃないですけれども、活用できていないところが地主さんのほうに説明がありまして、活用していったらちゅうことで、そして、いいことだと思っております。

濱北会長 池本委員 事務局 池本委員 事務局	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。受付番号25番について質問等はありませんか。契約年数は何年で、その200㎡ある借地料。これは移転かい。</p> <p>いや、賃借です。所有権移転ではないです。一応、予定では今から20年。平成48年まで。</p> <p>はい。一応48年。金額は、ちょっと伏せさせてもらっていいですかね。済みません。今後の更新については、協議してどうするというような記載はありません。</p>
濱村委員  事務局 事務局	<p>農地法とは直接関係ないところですけども、JAたまなのガソリンスタンドからガス管を供給してというところのガス管の利用と思いますが、今回、延伸されるガス管のルートはわかるとののかな。</p> <p>大体わかります。</p> <p>済みません、正確かどうかはわかりませんが、建設課から情報をいただいている分につきましては、先ほど濱村委員の言われましたJAなので、多分御存じの方であれば、永方のところから清和台とかあそこの平原のほう、圃場整備を抜けてずっと通ってます。そのまま清源寺の公民館のところから、今度、農協さんの裏とか、あっち側を抜けて玉名のほうに向かっているんですね。それを今度、延長がその清源寺公民館の前から清源寺の児童公園の細い道を抜けて501に出まして、501から役場のそこの有明会館の前の交差点。そして、金郷のほうに向かいます。そのまま、最終的に港。と伺ってます。その中間地点にある場所のところにガスの圧力調整機械を設置するというのを伺っております。</p>
濱村委員 池本委員  事務局 濱北会長	<p>済みません、わかりました。</p> <p>大牟田から熊本までガス管をJAのガソリンスタンド側で分岐してこっちさん送る。</p> <p>そうです。</p> <p>ほかにないですか。</p> <p>ありません の声有</p>
濱北会長  濱北会長	<p>ないようですので、賛成の挙手を求めます。</p> <p>賛成者挙手</p> <p>ありがとうございました。全員賛成で原案どおり決定をいたします。</p>
事務局	<p>次に、受付番号26番と27番、賃借人と譲受人が同一人物でほとんど隣同士ということで、一括して説明をしてください。</p> <p>受付番号の26番と27番でございます。</p> <p>賃借人が宮野の法人、貸人が清源寺区の方でございます。27番のほうが受人が同じく法人、渡人が清源寺区の方でございます。所在につきましては、受付番号26番のほう清源寺の部都692番の1、693番の2、698番の1、受付番号27番のほう699番の2となっております。地目でございますが、4筆とも台帳、現況ともに田となっております。地積でございますが、上から668㎡、596㎡、715㎡です。27番が398㎡でございます。申請理由といたしましては、両方</p>

とも太陽光発電施設となっております。施設面積といたしましては、受付番号26番が689㎡、27番が130㎡となっております。

こちらの農地区分でございますけれども、都市計画法に定められている用途地域、第3種農地として判断をしております。

資力及び信用力でございますが、金融機関の融資予定証明書が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性でございますけれども、事業計画書、土地利用計画図等の添付がされており、平成29年1月15日より着工するというふうに計画をされております。遅滞なく事業に供することが見込まれるということでございます。

計画面積の妥当性でございますが、26番が申請地692番の1と693番の2をA工区として、面積が1,264㎡、太陽光パネルが252枚、49.5キロワットでございます。面積412.90を設置され、その他管理道路及び車両の駐車場となっております。もう一つのほうが、申請地が698番の1と699番の2をB工区としておられまして、面積が1,113㎡、太陽光パネルを248枚、同じく49.5キロワット、406.35㎡を設置され、そのほかは管理道路として計画をされており、必要な面積ということで問題はないかと判断をしております。

転用の行為等の妨げとなる権利を有する方はおられません。周辺農地に係る営農条件への支障の有無でございますが、申請地の表面を整形するだけで切り土や盛り土の工事はなく、太陽光のシステムを設置し、パネルの高さも低く、一定の間隔をあけるということで、近隣への影響はないかと思われております。

その他特記事項でございますが、土地の整地のためのため、近隣の農地への土砂流出による被害はないと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。

26番と27番、一括で説明がありました。ここで、地区担当委員で5番の上野委員にまた説明をお願いします。

上野委員

5番の上野です。

まず場所は、国道501から内村酸素さんのほうに入りまして、それを倉庫の方向に右折して、宮本工業さんの前を通りまして、その奥のほうです。普通あんまり行かれることはないと思います。その奥のほうに、ここ何年かで非常に多くの太陽光が設置されております。現場を見に行きますと、前にも言いましたように個人では手のつけようがないような状況であります。ですから、会社組織で活用していただければ、非常にいいと思っております。現状としましては、それが一番いい状況であります。ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。

ただいま受付番号26番と27番の補足説明も終わりました。ここで質疑質問等はありませんか。

池本委員

こういうのは相場で幾らぐらいですか。びしゃっと言わんちゃよか。ざっと

事務局                    でよか。  
                               済みません、いろいろと今まで出てくる分があるかと思imasので、ただ、  
                               それぞれ額は違いはします。今回、まず、議題が違うのが、26番は賃借権なの  
                               で貸し借りがしております。これは年額です。  
 濱北会長                ないようですので、賛成の挙手をお願いします。  
                               賛成者挙手  
 濱北会長                全員賛成。ありがとうございます。受付番号26番、27番は、原案どおり承  
                               認し、決定をいたします。  
                               次に進みます。24ページです。最後になります議案第31号「農用地利用集積  
                               計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明をしてくだ  
                               さい。  
 事務局                    議案第31号について御説明をいたします。  
                               農用地利用集積計画が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18  
                               条第1項の規定により決定を求めるものでございます。  
                               25ページをごらんください。今回と書いてございます。今回の分で左半分で  
                               ございますけれども、5年の分でございますが、田が2万1,612㎡、普通畑が1,  
                               572㎡、合計2万3,184㎡が今回の計画として上がっております。  
                               次のページをごらんください。26ページでございますが、こちらのほうに3  
                               名の方から申請が出されております。上二人が新規でございます、1万3,9  
                               40平米と8,240㎡が新規でございます。最後の3番目の方は再設定ですね。1,  
                               004㎡となっております。  
                               27ページに中身が書いてございますが、賃借権といたしまして、件数といた  
                               しましては10件、田畑合わせまして19筆、先ほども申しました2万3,184㎡が、  
                               今回、計画として上がっております。  
                               以上で、簡単ですけれども説明を終わります。  
 濱北会長                ただいま説明がありました。この件について何か質問等はないですか。  
 馬場委員                ちょっと聞きます。貸し賃が1万9,000円ですか。  
 池本委員                上沖洲の圃場整備の中たい。ともから向こうの一番最後、圃場整備したろう  
                               が、あそこは全部一緒。1万9,000円。そのかわり水のかわりも地主負担。  
 馬場委員                わかりました。  
 事務局                    水代込みです。  
 濱北会長                ほかにございませんか。  
                               ありません の声有  
 濱北会長                ほかになければその他の件に移りますが、皆さんからその他の件について何  
                               かありませんか。

(事務局その他)

1. 「2017農業委員会手帳」 「のうねん11月号」の配布について
2. マイナンバーの提供について
3. 平成28年度熊本県農業委員会活動強化推進大会について

4. 農業委員改選について
5. 議事録署名人について

濱北会長

これをもちまして平成28年度第8回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

閉会（終了 午前11時20分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印